



詳しい情報は

<https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/004/p099677.html>



さいたま市チームオレンジ



さいたま市ホームページ > 健康・医療・福祉 > 福祉・介護 >
高齢の方 > 認知症 > チームオレンジ > チームオレンジWEB

認知症の本人とともに 暮らしやすいまちづくりに向けて

さいたま市チームオレンジガイドブック



発行：さいたま市福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 TEL 048-829-1286 FAX 048-829-1981

さいたま市チームオレンジ ガイドブックに寄せて

公益社団法人認知症の人と家族の会
副代表理事 埼玉県支部代表

はな また よ
花俣 ふみ代

介護福祉士。介護支援専門員。1991年～1998年姑の在宅介護。1998年家族の会の世話人に。1998年～2003年実の母親を遠距離介護。2004年ヘルパーとして実働開始。2017年より現職。社会保障審議会介護保険部会委員、令和4年度厚生労働省「チームオレンジの整備促進に関する調査研究」委員会委員。監修した書籍に『認知症になった家族との暮らし方』(ナツメ社)



チームオレンジは何を目指すのか？地域の人（認知症の人と介護家族を含む）と“チームオレンジ”を立ち上げ・運営するのは難しい、さらには「共生社会の実現に資する～」と言われても？と思ってしまう方が多くおられるのではないかでしょうか。

2023年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念には、主語に「認知症の人の～」「認知症の人に～」等と記載されています。しかし超高齢社会において、認知症に罹患するリスクが今後ますます増大するのであれば、地域で暮らす多くの高齢者が“認知症とともに生きる人”になるのかもしれません。認知症を自分事として捉える手立ての一つとして、JDWG（日本認知症本人ワーキンググループ）の藤田和子代表は「この主語を『私の～』『私たちに～』と置き換えて読み返してほしい」と提案されています。

認知症の人を特別視するのではなく、ひとりの人として先ずは当事者の声を聞くところから始めてみましょう。そこから始まる地域づくり「チームオレンジ」は、失敗から学ぶ！その失敗とプロセスが何より大切なことです。

人は生きていくうえで居場所があるというのは大事なことです。そして私たちそれぞれには居場所があります。居場所とは、自分の心が落ち着くところ・「わたし」でいられる空間、雰囲気・「わたし」を受け入れてくれる空間・こころの支えと考えられます。私たちはそんな居場所を持ち、また作ることができます。しかし、認知機能に障害が現れると、その居場所を自分の力で見つけることが難しくなります。私たちにできることは、その居場所を認知症があっても、なくても皆が一緒に作ることや、維持することです。

あなたも、だれもがつながる地域の居場所づくりにチャレンジしてみませんか？

そして地域から社会を変えていくための一歩を踏み出す勇気を持ちましょう！

認知症になっても安心して暮らせる社会を目指して！

この冊子の概要

本冊子は、さいたま市でチームオレンジの登録や活動を行う際のガイドブックになります。

認知症の人が多く暮らす時代において、認知症とともに生きる方々が、自分らしく安心して暮らせるまちづくりが求められています。

さいたま市チームオレンジは、そうしたまちづくりに向けて、認知症本人とともに具体的なアクションを起こす市民や企業などによる取組になります。

目次

1 はじめに	1
認知症と共生する社会の実現に向けて	3
さいたま市チームオレンジとは	5
データでみる認知症	7
2 チームおれんじ	9
チームおれんじとは	11
立ち上げ・活動の準備	13
登録するには	15
活動で注意すること	16
利用できる機関や制度など	17
（そのほか）地域の活動などに関する情報や制度について	19
活動例の御紹介	21
3 認知症フレンドリー企業・団体	23
認知症フレンドリー企業・団体登録制度とは	25
登録までのお手続き	27
活動例の御紹介	29
4 おわりに	33
さいたま市チームオレンジ ロゴマークに込めた想い	35
さいたま市チームオレンジの検討の過程	36
認知症本人の「声」の御紹介	37
資料編	39
さいたま市チームオレンジ登録制度実施要綱	41
さいたま市認知症地域支援推進事業実施要綱	45
参考文献等	47
関係機関 問い合わせ先	48

はじめに

01



- 認知症と共生する社会の実現に向けて
- さいたま市チームオレンジとは
- データでみる認知症

認知症と共生する社会の実現に向けて



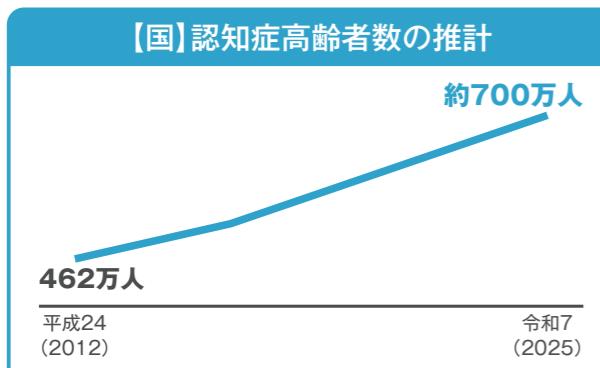
- 超高齢社会の我が国において、私たちは「認知症がごく当たり前の社会」「認知症とともに歩む時代」を生きています。
- 認知症の人も同じ社会の一員として、安心して自分らしく暮らし続けることができる社会(認知症と共生する社会)の実現には、認知症の人と手を携えながらまちづくりを進めていく必要があります。

だれもがなりうる認知症。 高齢化とともにますます増加していくことが予想されます。

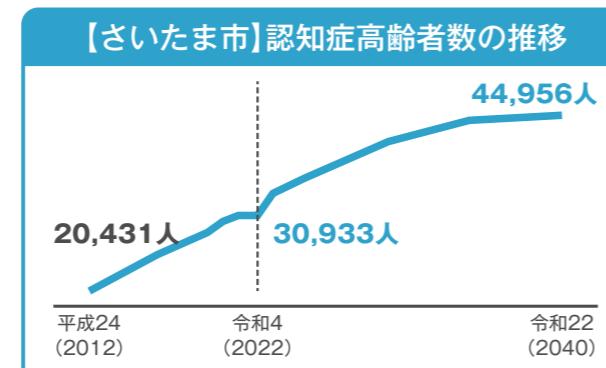
認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることも含め、多くの人にとって身近なものになっています。2025年には約700万人、65歳以上の約5人に1人が認知症になると推計されるなか、私たちは「認知症がごく当たり前の社会」「認知症とともに歩む時代」を生きています。

そんななか、認知症の人が、安心して自分らしく暮らし続けることができる社会、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる「共生」社会の実現が求められています。

また、高齢者だけでなく、働き盛り世代で若年性認知症を発症される方もいます。だれもがなりうる認知症。私たち一人ひとりが考え、向き合っていく必要があります。



▲平成28年版高齢社会白書(65歳以上の認知症患者数と有病率の将来推計)を基に作成



▲令和4年度までは実績数値
令和5年度以降は、「第8期さいたま市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」掲載資料を基に作成

本人の「声」を起点に実践される市民や地域、企業などのアクションが認知症と共生するまちづくりにつながります。

認知症の人の多くが、認知症になることで、買い物や移動、趣味活動など地域の様々な場面で外出や交流の機会を減らしている実態があると言われています。

こうした認知症の人の様々な生きづらさを解消していくためには、まずは認知症の人の希望や困りごとに耳を傾け、何があったら暮らしやすくなるかと一緒に考えていく必要があります。

認知症の人の「声」を起点に実践される一人ひとりの取組、あるいは地域や企業の取組の積み重ねが、認知症の人が安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めることになり、認知症と共生する社会の実現につながっていきます。

認知症の人も含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合ったかたちで、社会参加が可能となる「地域共生社会」の実現に向けて、今、「待ったなし」のチャレンジが求められています。

column 認知症にやさしいまちとは

世界的に認知症の人の増加が課題となる中、注目されるのが認知症フレンドリーコミュニティ(認知症の人にやさしいまち)という考え方です。取組が進む英国では、認知症の人や家族に対する全国的な調査を行い医療や介護の資源が充実しているだけでは、認知症の人がいきいきと暮らすことはできず、その人たちをとりまく社会環境の側が変化しなくてはいけないという問題意識に立って取組が行われています。

認知症フレンドリーコミュニティ Dementia-friendly communities



認知症フレンドリーコミュニティに関するイメージ図
英國アルツハイマー協会“Building dementia-friendly communities”
出典：「認知症の人にやさしいまちづくりガイド セクター・世代を超えて、取り組みを広げるためのヒント」
(国際大学 グローバル・コミュニケーションセンター 認知症フレンドリージャパン・イニシアチブ)
https://www.glocom.ac.jp/project/dementia/wp-content/uploads/2015/04/dfc_guide.pdf

さいたま市チームオレンジとは



- ✓ さいたま市では、認知症と共生する社会の実現に向けたまちづくりとして、「さいたま市チームオレンジ」の取組を進めています。
- ✓ 「さいたま市チームオレンジ」は、
 ①チームおれんじ(認知症の人とともに地域で活動を行う)
 ②認知症フレンドリー企業・団体(認知症への理解と支援等の活動を実践する)
 の二つの取組の柱で構成されます。

さいたま市チームオレンジは、
 市民や地域、企業・団体などによるアクションを通じて、
 認知症と共生する心をまち全体へと結び合わせていく取組です。

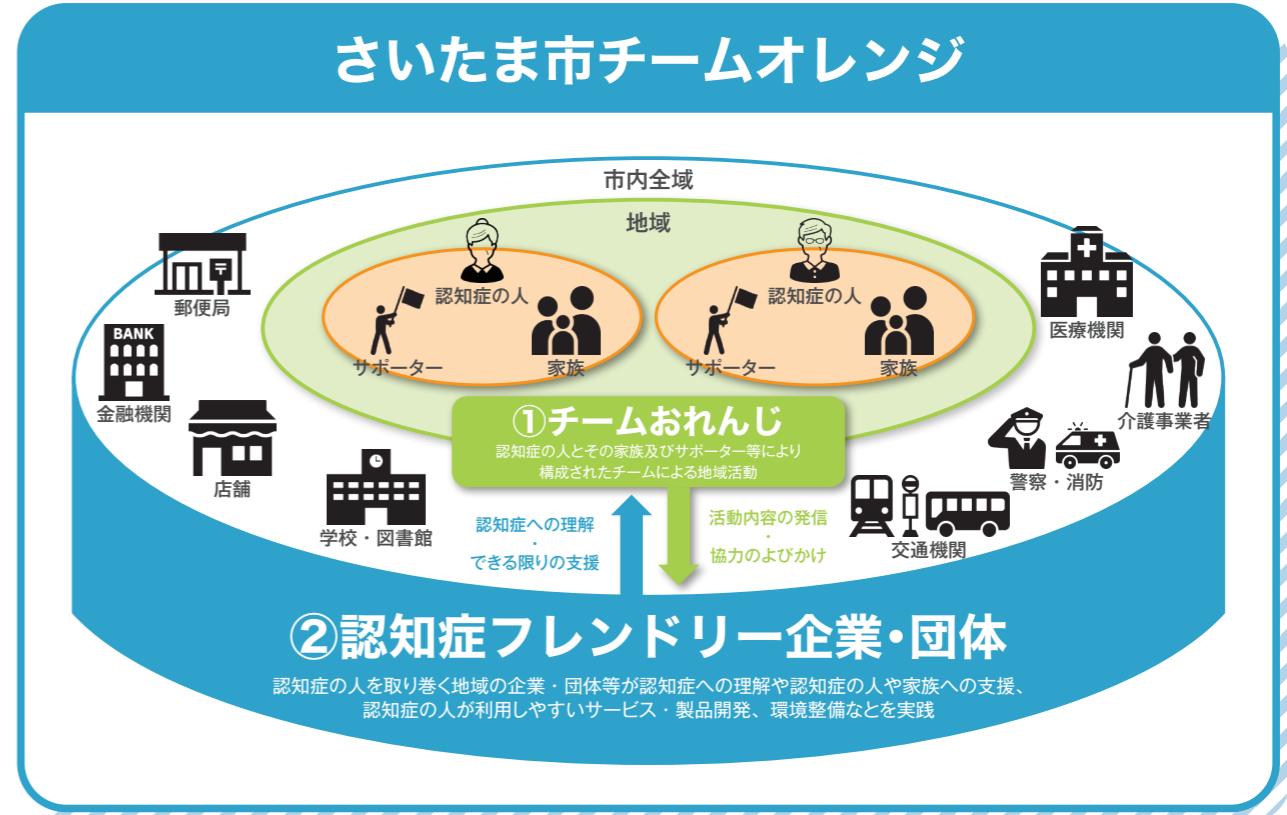
認知症の人と共生するまちの実現には、地域における「認知症の人の社会参加の場の創出」、日常生活の様々な場面でサービスやモノを提供する民間企業などの「多様な主体との連携」の二つが不可欠になります。

そこで、さいたま市では、厚生労働省が進める認知症施策の「チームオレンジ」の取組を、認知症の人と共生する社会の実現に向けたまちづくりと捉え、さいたま市版チームオレンジとして、「①チームおれんじ」「②認知症フレンドリー企業・団体」の登録制度を設け、登録チーム・企業等の活動の支援やPRを行っています。

こうした様々な主体によるアクションを通じて、認知症と共生する心をまち全体へと結び合わせていく取組が「さいたま市チームオレンジ」となります。

目的	取組	内容	制度
認知症と共生するまちづくり 認知症の人の社会参加の場の創出	TEAM ① チームおれんじ	認知症の人とその家族及びサポートー等により構成されたチームによる地域活動	登録 市による活動の支援
多様な主体による連携 (認知症バリアフリー)	② 認知症フレンドリー企業・団体	企業・団体等による認知症への理解と支援などの活動	登録 市による活動のPR

【さいたま市チームオレンジの概念図】



1 チームおれんじの活動例

- 居場所（集う場）づくり（認知症カフェ、サロン等の開催）
- 見守り・生活・移動支援（外出支援、見守り、声かけ、傾聴、定期訪問）
- 学習・運動・趣味活動・啓発（アクティビティの実施）
- 相談をつなぐ（各種支援サービスへのパイプ役）

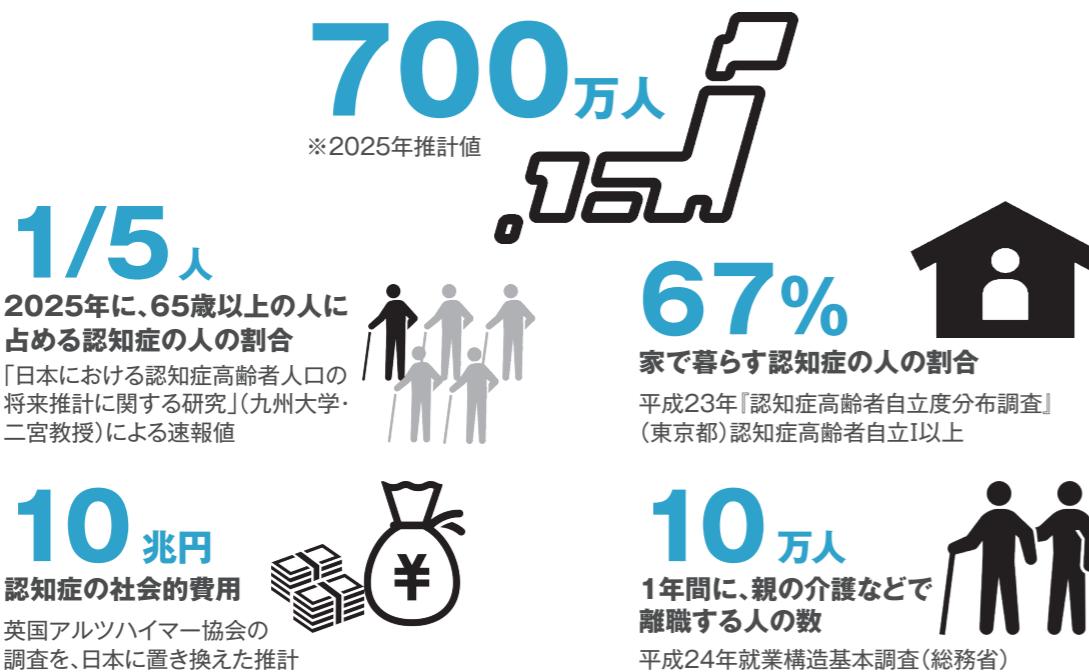
2 認知症フレンドリー企業・団体の登録要件

※いずれか一つ

- 企業・団体内において認知症の理解を深める人材育成を行っている
- チームおれんじをはじめとした認知症に関連した地域活動や市の施策を支援する取組を行っている
- 認知症の人をサポートする社内制度を設けている
- 認知症の人が利用しやすいサービス・製品開発や環境整備を行っている

データでみる認知症

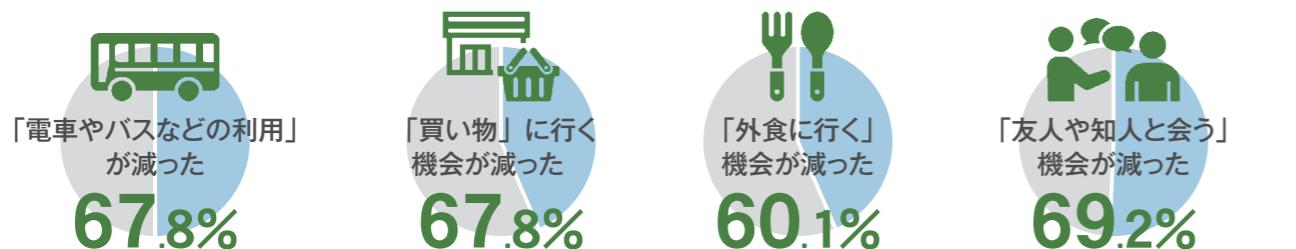
2025年高齢者の5人に1人が認知症の時代へ



認知症の人の「生きづらさ」とは

 認知症になることで外出や交流の機会が減っています
（「回数や頻度が減った」「活動をやめた」と答えた人の割合）

(「回数や頻度が減った」、「活動をやめた」と答えた人の割合)



 活動や交流の減少には理由があります
(認知症の人が日常生活のなかで困っていること) (「日

(認知症の人が日常生活のなかで困っていること)（「困っている」、「活動の妨げとなっている」と答えた人の割合）



出典：「認知症の人にやさしいまちづくりガイド セクター・世代を超えて、取り組みを広げるためのヒント」
(国際大学 グローバル・コミュニケーションセンター 認知症フレンドリージャパン・イニチアチブ)
https://www.glocom.ac.jp/project/dementia/wp-content/uploads/2015/04/dfc_guide.pdf

column 認知症基本法の成立

令和5年6月、認知症の本人や家族の意見を反映した、「共生社会の実現を推進する認知症基本法」が成立しました。基本法では、「認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らすことができるよう、施策を総合的に推進する」ことが目的に掲げられ、保健・医療・福祉サービスの充実に加え、認知症を個性と認めながら共生できる社会の実現の推進に重点が置かれたところに特徴があるといえます。

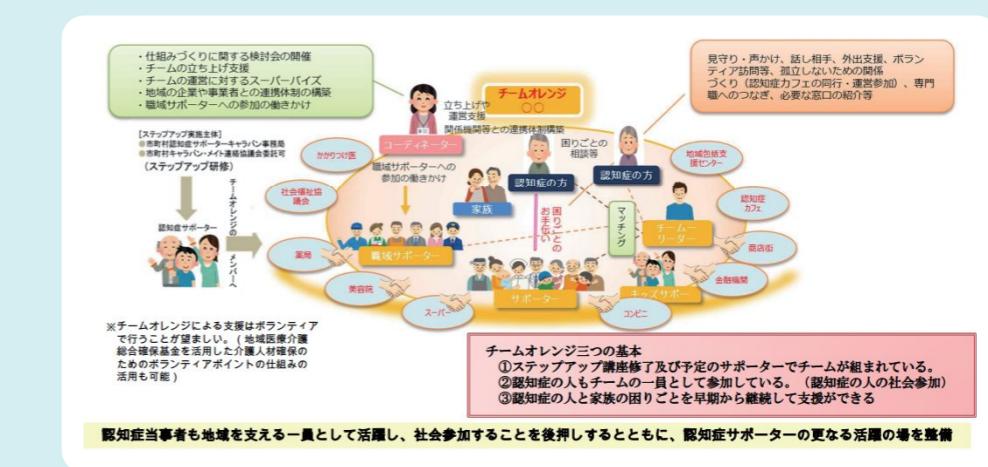
また、政府に基本計画の策定が義務づけられたほか、都道府県や市町村には計画を策定することが努力義務として定められています。

名 称	共生社会の実現を推進する認知症基本法(令和5年6月16日公布)
目 的	認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会(共生社会)の実現推進
基 本 施 策	<ul style="list-style-type: none">①共生社会の実現のための国民の理解の増進(学校教育・社会教育の運動の展開)②認知症バリアフリー化の推進(企業との連携による認知症の人が利用しやすいサービスの開発・普及)③認知症の人の社会参加の機会の確保④保健・医療・福祉サービスの提供体制や相談体制の整備⑤認知症の予防⑥多様な主体との連携(社会生活の基盤となるサービスを提供する事業者との相互連携)など
概 要	<ul style="list-style-type: none">①総則(法律の目的や法律の基本理念について)②認知症施策推進基本計画等(政府に計画策定の義務、都道府県・市町村に計画策定の努力義務)③基本的施策(「認知症に関する教育の推進」といった基本的な施策について)④認知症施策推進本部(政府の認知症施策推進体制について)

column 厚生労働省が設置を進める「チームオレンジ」

令和元年に策定された政府方針「認知症施策推進大綱」では、共生社会を実現するための地域支援体制の強化策の一つとして、令和7年度までに全市町村で「チームオレンジ」を整備することが位置づけられました。

「チームオレンジ」は、「認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み」であるとされています。



出典:厚生労働省

チームおれんじ 02



- チームおれんじとは
- 立ち上げ・活動の準備
- 登録するには
- 活動で注意すること
- 利用できる機関や制度など
- (そのほか)地域の活動などに関する情報や制度について
- 活動例の御紹介

チームおれんじとは



- ✓ チームおれんじは、認知症本人の「声」を起点にして、認知症本人とともに一緒に「やってみたいこと」を考え、実践する地域活動のことをいいます。
- ✓ チームおれんじの活動は、認知症本人の希望や思いに合わせ、多様な形態が考えられます。
- ✓ チームおれんじの活動を通じて、認知症本人が主体的に地域に関わることが、自分らしく安心して暮らし続ける地域づくりにつながります。

出会った1人の声を起点に一緒にチームをつくっていこう。

認知症のある方は、家族や周囲に自分の思いをうまく伝えられず、もどかしさや不満、不安を抱えていたり、誰かに伝えることを諦めている場合が多く、一人ひとりに丁寧に向き合うことが重要になります。そうすることによって、安心できる関係性が生まれ、本人の生きる希望、悲しみや困りごと等を伝えて頂けるようになります。

そうした時、その人と「やってみたいこと」や「困りごと」について一緒に考え、活動することが、「チームおれんじ」になります。

認知症本人の声は暮らしやすい地域づくりのヒントになります。

しばしば、認知症本人は「支援される一方の存在」という先入観により、意図せず本人を「お客様」扱いしてしまうことがあります。

しかしながら、認知症本人も、地域住民の一人です。一人ひとりの声やつぶやきは、うまく言葉にならない声であったとしても、認知症を体験している本人だからこそ、何があったら地域がもっと暮らしやすくなるのかを伝えることができます。

認知症本人が主体的に地域に関わりを持ち、ともに地域を考えていくことで、初めて「支援する人、される人」という関係を乗り越え、同じ地域のパートナーとして、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを進めることができます。

「チームおれんじ」の活動は、そうした地域やまちの「今と未来の大歩」であることを、意識していただければ幸いです。

チームの活動には様々ななかたちがあります。

チームおれんじには、この活動をしないといけないというルールではなく、認知症本人の希望や思いに合わせ、多様な形態が考えられます。

例えば、趣味だった合唱をみんなでしたいという本人の希望があったとき、その裏には「外出がおっくうになっている」、あるいは、「家族や一緒に参加するメンバーに迷惑をかけるのではないか」など、様々な心配があるかもしれません。

本人と一緒にどのようにしたら「やってみたいこと」ができるかを考え、実践したとき、チームおれんじの活動の第一歩となります。

活動例



居場所(集う場)づくり
(認知症カフェ、本人交流会
常設サロン等の開催)



見守り、生活・移動支援
(外出支援、見守り活動
話し相手、定期訪問など)



学習・運動、趣味活動



相談をつなぐ
(各種支援サービスの調整)

本人とともに楽しみながら活動してみよう。

チームおれんじは立ち上げて終わりではありませんし、必ずしも最初からうまくいくわけではありません。大事なのは、活動を通して、ともに学び、ともに成長していく姿勢になります。

本人が「やってみたい」ことをどうやって実現するかを、本人と一緒に考えることは、時に「楽しみ」や「達成感」を感じることができるはずです。

本人と「ともに考え、ともに活動すること」、そして、「チームおれんじ」を「楽しむこと」を大切にしながら、活動を進めていただくことを願います。



立ち上げ・活動の準備

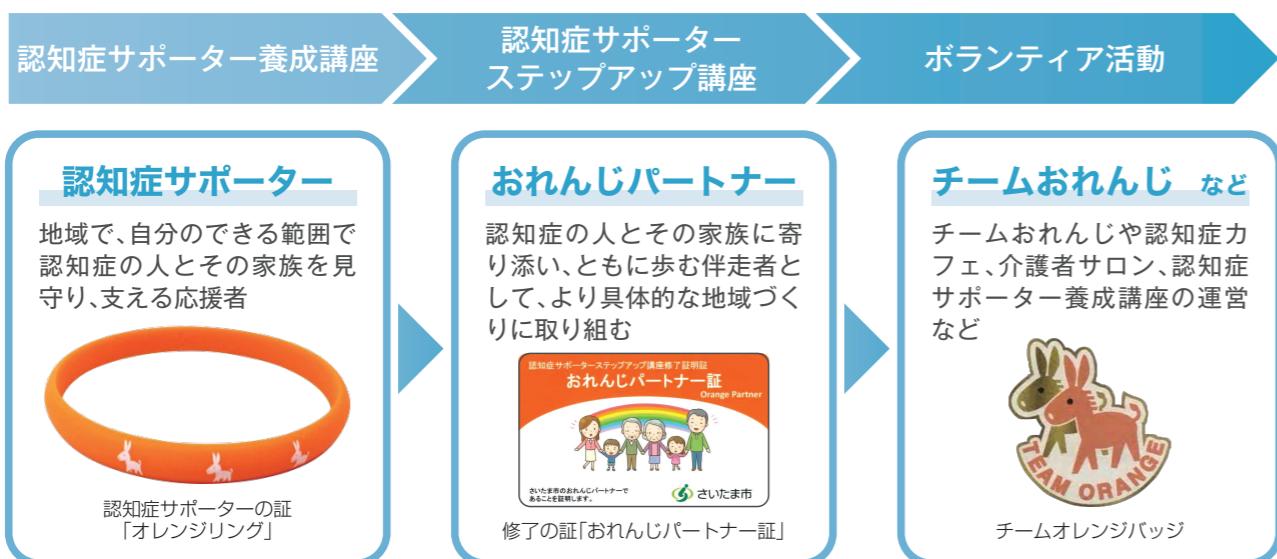
- ✓ 本人と一緒に行動することが、チームをつくる仲間づくりの第一歩になります。
- ✓ 活動にあたっては、認知症に関する正しい知識を身につける必要があります。
- ✓ 各地域包括支援センターには、チームおれんじの立ち上げや活動を支援するチームオレンジコーディネーターがいます。
- ✓ チームを新たに立ち上げる場合は、「立ち上げの流れ(例)」を参考に、認知症本人と一緒に企画を進めましょう。

本人との対話から、一緒に活動する仲間を探してみよう

例えば、認知症本人が参加する認知症カフェに参加してみると、地域で暮らす認知症の人との対話を通して、新たな発見が得られるはずです。そして、本人とともに行動してみることで、本人と周囲の方々との間で新たな対話が生まれ、仲間づくりのきっかけになります。あるいはこうした活動を応援する地域の企業などもいるかもしれません。こうしたあなたのアクションがチーム立ち上げの第一歩になります(認知症カフェなどの詳細はP18参照)。

認知症への理解を深めよう

さいたま市では、認知症の基礎知識や認知症の人への接し方、地域づくりなどを学ぶ認知症サポーター養成講座やステップアップ講座などを開催しています。(詳細はP18参照)。



チームオレンジコーディネーターに相談してみよう

各地域包括支援センターには、チームオレンジコーディネーターを配置おり、認知症サポーター(おれんじパートナー)や認知症の人を支援する関係者の連携を図り、チームおれんじの立ち上げや活動に関する相談や支援を行っています。

「活動したいけど、どうすればいいのか分からない」、「一緒に活動してくれる仲間みつけたい」など、相談があれば、チームオレンジコーディネーターがサポートします(各問合せ先はP48参照)。

認知症の人と一緒にチーム立ち上げの企画をしてみよう

認知症の人本人も、チームの一員として主体的に参加するには、チーム立ち上げの企画の段階から参画することが必要です。チームでは、認知症の人は「お客様」ではなく、何かしらの役割をもったメンバーの一人になります。

あるいは、認知症の人と既に一緒に行っている活動が、「チームおれんじ」の場合もあります。改めて、認知症本人とともに活動するチームおれんじの趣旨を踏まえ、他のメンバーの意向を確認したうえで、登録を検討してみましょう。

大切なのは、チームを作ることではなく、本人の声を聴き、ともに考え、活動に至るまでのプロセスです。立ち上げの流れ(例)を参考に、登録の準備を進めてみましょう。

立ち上げの流れ(例)

1 認知症の人の「やってみたいこと」の確認

認知症本人や家族との対話を通じた希望や困りごとの発見

2 活動内容と結成の意向の確認

本人や家族と一緒に「できること」を考え、チームとして活動の目的や内容を決め、チーム結成の意向をチームオレンジコーディネーターに報告

3 チーム員の構成とチーム名の決定

他にもチーム員の成り手がいるか確認し、チーム員の構成とチーム名を決定(必要に応じてリーダーを選出)

※認知症の人や認知症サポーターのほか、地域の協力者など、誰もが参加可能

4 チームおれんじの登録

さいたま市チームおれんじ登録申請書を作成し、各区高齢介護課へ提出

登録するには



- 登録する場合は、登録要件などを確認のうえ、各区高齢介護課に申請を行います。
- 登録チームには、登録証のほか、チーム員向けにチームグッズを交付しています。
- 登録事項の変更やチームを廃止する場合は別途届出が必要になります。

登録要件と登録事項を確認しましょう

登録要件

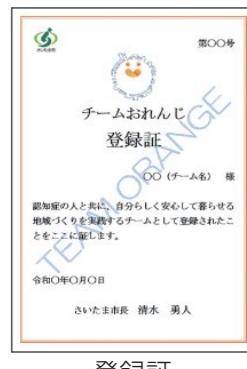
- ① 本市に所在地を有し、又は活動の拠点があること
- ② 所属するメンバー1名以上が、本市が主催する認知症サポートステップアップ講座を受講している、又は受講する予定であること
- ③ 認知症の人もチームの一員として、認知症本人が主体的に参加できるように努めていること

登録事項

チームの名称、代表者氏名・連絡先、活動場所、活動内容、チーム員数など
※連絡先はEメールの登録を推奨。市から定期的に認知症に関する情報提供を行います。

登録したチームには、登録証やチームグッズを交付しています。

各区の高齢介護課に申請を行い受理されると、登録証のほかチームグッズを窓口にて交付します。
※申請からチームグッズの交付まで1か月ほどの期間を要します。



登録事項の変更があった場合は、変更届が必要になります（チームグッズの追加の交付に必要になります）。
また、チームが継続して活動することが難しくなった場合は、登録辞退届を提出する必要があります。

活動で注意すること



- チームおれんじの活動で知り得た個人情報は他人に口外せず、適切に取り扱ってください。
- 事故防止及び安全な運営に努め、活動内容に応じてボランティア保険などに加入しましょう。
- 活動中の事故及び苦情に対して誠意をもって対応することを心掛けてください。

個人情報の保護について

チームおれんじの活動をしていく中で、個人情報に触れる機会があると思いますが、活動中に知り得た個人情報については、絶対に他人に口外することのないようにしてください。このことは、チームの活動を離れた後も同様です。

注意点

- 情報の管理を明確にする
- 知り得た個人情報は、厳に口外しないこと
- 共有する情報は必要最低限にとどめる
- 情報を共有する範囲をあらかじめ決めておく
- 情報を共有する関係者で守秘義務について確認し徹底する
- 個人情報が記載された書類は他人の目に触れないよう、また紛失しないよう厳重に扱う
- 不要になった書類等はシュレッダーにかけて確実に廃棄する
- 緊急事態のときは、生命や身体の安全を守ることを優先し、（予め本人の同意を得て）警察や消防等関係機関に連絡する

活動中の事故や怪我について

活動中は、様々な事故や怪我なども想定されます。チームの登録にあたって保険加入は必須ではありませんが、活動内容に応じて、ボランティア保険などに加入しましょう。

利用できる機関や制度など

チームを立ち上げたい

認知症地域支援推進員(チームオレンジコーディネーター)

さいたま市では、認知症の人やその家族を支援する相談業務や関係機関の連携等を行う認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置しています。

また、認知症地域支援推進員は、チームオレンジコーディネーターを兼務し、チームおれんじの立ち上げや運営を支援するため、以下の活動を行っています。

- ・チームおれんじの編成支援
- ・認知症の人やその家族の視点を反映したチームおれんじの活動方針の検討
- ・地域の医療・介護の関係機関や小売業・金融機関・公共交通機関など生活関連の企業・団体との連携体制の構築
- ・その他、チームおれんじの立ち上げや運営に関する助言

チームの立ち上げにあたって、チームオレンジコーディネーターに相談を希望する場合は、各地域包括支援センターへお問い合わせください(連絡先の一覧はP48)。

登録情報などを知りたい

WEBは [さいたま市チームオレンジ](#) で検索 QRはこちらから ➡



さいたま市チームオレンジWEB

登録の手続きの案内や、チームおれんじの活動情報、認知症フレンドリー企業・団体の登録情報などさいたま市チームオレンジに関する情報をまとめて掲載しています。

支援制度などを知りたい

WEBは [さいたま市 認知症ガイドブック](#) で検索 QRはこちらから ➡



認知症ガイドブック

さいたま市では、市民の皆さんに認知症の概要について理解していただくとともに、御自身や御家族が認知症になったときの不安を少しでも軽減していただけるように、認知症の進行状況に応じて、さいたま市内でどのようなサービスや支援を利用することができるのか、わかりやすくまとめた「認知症ガイドブック」(認知症ケアパス)を作成しています。

認知症ガイドブックは、さいたま市ホームページで公開しているほか、各区高齢介護課、地域包括支援センターなどで配布しています。



交流したい

認知症カフェ(オレンジカフェ)

認知症本人をはじめ、家族、地域住民、専門職など誰でも気軽に参加でき、互いに交流することができる集いの場です。

開催情報の確認や参加を希望する場合は、認知症ガイドブックに掲載する認知症カフェ(オレンジカフェ)一覧の各連絡先へお問い合わせください。

家族・介護者

気軽に悩みを相談でき、介護負担を軽減することができる場

認知症の方

安心して過ごせ、地域とつながることができる場

オレンジカフェ

認知症の人とその家族の別の側面を発見することができる場

専門職

認知症の理解を深めることができる場
地域における役割を見出す場

地域住民

認知症を理解したい

WEBは [さいたま市 認知症サポートー養成講座](#)

又は [さいたま市 ステップアップ講座](#) で検索 QRはこちらから ➡



認知症サポートー養成講座、ステップアップ講座

さいたま市では、認知症の基礎知識や認知症の人への接し方、地域づくりなどを学ぶ認知症サポートー養成講座やステップアップ講座などを開催しています。

認知症サポートー養成講座

認知症サポートー
ステップアップ講座

ボランティア活動

認知症サポートー

地域で、自分のできる範囲で認知症の人とその家族を見守り、支える応援者

対象者

市内在住、在勤、在学の方

内 容

認知症の基本的知識
認知症の方への接しかたなど(講座時間: 90 分)

申 込

- ①団体で受講を希望: 各区役所高齢介護課へ
- ②個人で受講を希望: 市HPから開催情報を確認

受講費用

無料

おれんじパートナー

認知症の人とともに歩む伴走として、より具体的な地域活動に取り組む

対象者

市内居住の認知症サポートー

内 容

認知症への理解を深めるサポートーの活動事例など(講座時間: 1 日)

申 込

市HPから開催情報を確認

受講費用

無料

チームおれんじ など

チームおれんじや認知症カフェ、介護者サロン、認知症サポートー養成講座の運営など

活動場所をお探しの場合は

各地域包括支援センターにいる「チームオレンジコーディネーター」にご相談ください

地域の活動などに関する情報や制度について

地域の活動を知りたい

WEBは [さいたま市 いきいき活動リスト](#) で検索  QRはこちらから 

いきいき活動リスト(地域社会資源情報)

市内の各地域で行われている住民相互の支え合いの活動や、茶話会や趣味・特技などの「交流の場」、民間企業やNPO法人が提供する「生活支援サービス」などさまざまな「社会資源」をまとめて紹介しています。

地域でつながりたい

WEBは [たまねっこ養成講座](#) で検索  QRはこちらから 

たまねっこ養成講座(地域の担い手養成研修)

地域をより深く知っていただき、地域で活動をしている人や地域住民とつながって様々な形で活躍していただくきっかけとなることを目的として、「たまねっこ養成講座(地域の担い手養成研修)」を実施しています。

介護予防を学びたい

いきいきサポーター養成講座

いきいき百歳体操等の介護予防に有効な運動方法や、講座修了後にボランティア(いきいきサポーター)として地域で活動するために必要なことを学ぶ講座です。ボランティアとしての活動を開始した後も、理学療法士による体操指導など、活動の支援を受けることができます。

開催情報等、詳しくは各区高齢介護課へお問い合わせください(連絡先の一覧はP48)。

補助を受けたい

QRはこちらから 

住民主体による訪問型・通所型生活支援サービス事業

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくため、地域での幅広い支援体制を整備することを目的として、要支援者等に日常生活上の支援を提供するボランティア団体、地縁組織、NPO法人などについて、その事業に対し補助金を交付する事業を実施しています。

移動支援をしたい

WEBは [さいたま市 高齢者等の移動支援事業](#) で検索  QRはこちらから 

高齢者等の移動支援事業

日常生活を送る上で必要な買い物や通院等の外出時の移動が困難な高齢者等を対象に、移動支援事業を実施する団体に対して、経費の一部を補助します。

ボランティアがポイントに

WEBは [さいたま市 いきいきボランティアポイント](#) で検索  QRはこちらから 

いきいきボランティアポイント

市内在住の60歳以上の方が受入施設などでボランティア活動した場合に、ポイントが貯まります。貯まったポイントは奨励金などに交換できます。市内受入施設や長寿応援ポイント事業の登録団体等でボランティア活動を行った場合のケガ等に対してボランティア保険に加入しています。

活動がポイントに

WEBは [さいたま市 長寿応援ポイント](#) で検索  QRはこちらから 

長寿応援ポイント

市内在住の65歳以上の方が登録団体で健康づくりなどの活動をした場合に、ポイントが貯まります。貯まったポイントは、奨励金と交換できます。

セカンドライフの総合窓口

WEBは [り・とらいふ](#) で検索  QRはこちらから 

セカンドライフ支援センター(り・とらいふ)

市内在住の概ね50歳以上の方がボランティア活動や趣味・地域活動団体として登録を行うと、登録者や登録団体向けに以下の支援を行っています。

- ボランティア活動を始めたい方や活動先を探したいという方への活動先の紹介
- ボランティアに来てほしい施設・団体に対してのボランティアの紹介
- 趣味・地域活動における、活動情報の発信やグループのメンバーの募集
- 市内受入施設でボランティア活動を行った場合のケガ等に対してボランティア保険に加入しています。

ボランティアをしたい

WEBは [さいたま市社会福祉協議会](#) で検索  QRはこちらから 

さいたま市社会福祉協議会

ボランティア活動に関する相談・コーディネート・啓発・情報提供等を行っています。
また、ボランティアをする方などを対象としたボランティア保険の受付を行っています。

QRコードは、株式会社デンソーウェーブの商標登録です

活動例の御紹介

ご本人の経験が活かされる場づくりをしています

●チーム名

チームおれんじ「よつばのひろば」

●場 所

まどか武蔵浦和(南区四谷3-13-20)

●活 動

月1回：第4月曜日 13:00～14:30

●活動内容

毎月の定例会では、お茶を頂きながら、感じていること、やりたいことを話し合ったり、実現するための活動を行います。立ち上げからの一年は、ご本人様の戦争体験の話をきいたり、作品作り台本読みながらのお芝居など、みんなと一緒にできる活動をしました。



●活動内容

子育てサロンやダブルケアカフェ、傾聴ボランティア、劇団など幅広い世代や団体のメンバーで立ち上げました。そのため、定例会だけでなく、包括や他団体の活動参加も活動の一つとなり、認知症になつても社会参加や貢献ができる仕組み作りをしています。

本人とともにみんなで「えがお」になる場づくりをしています

●チーム名

チームおれんじ「えがお」

●場 所

ドーミー岩槻Levi 地域交流スペース
(さいたま市岩槻区本町1-1-2)

●活 動

月1回：第3水曜日 14:00～15:30

●活動内容

本人の得意なことを活かしたり、やってみたいことを取り入れて、活動内容をチームみんなで話し合って決めています。令和5年は本人による演奏会や盆踊りなどを予定。レクリエーション後に茶話会を開き、交流を深めながら、自由に話し合える場を作っています。



●活動内容

企画段階から本人が参加し、その声を取り入れながら立ち上げました。チームメンバーは本人、おれんじパートナー、行政機関、企業、介護事業所など多様です。各々が出来ること、持つ力を集結して、本人の希望を実現し、困り事を解決する方法をみんなで考えています。

column 診断後の「空白期間」について

「空白期間」とは、認知症の早期診断の必要性が高まる一方で、初期段階であることから支援の必要性が理解されにくく、十分な支援を受けられない期間を指しています。この空白期間に社会的孤立が進み、本人の生活の質(QOL:Quality Of Life)を下げる結果となってしまう現状があります。

介護サービスなどの利用が限られる時期であるため、空白期間の解消は優先度の高い政策的課題になります。

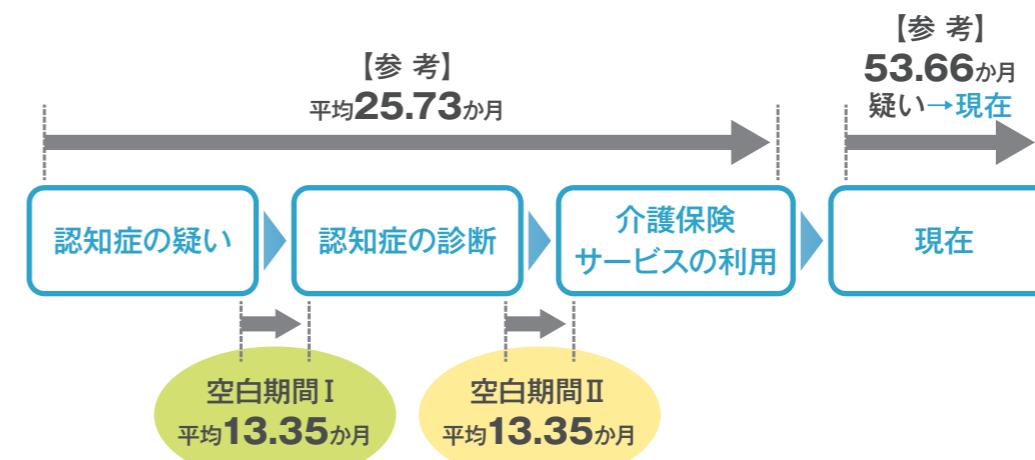
「チームおれんじ」は認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等をつなげる仕組みとしても、その取組が期待されます。

●空白期間I

認知症の違和感を覚えてから(疑い)鑑別診断(確定)に至るまでの期間

●空白期間II

診断から介護保険サービスに至るまでの期間



出典：社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター(2018)
「認知症の家族等介護者支援に関する調査研究事業 報告書」より認知症未来共創ハブ作成

参考：「認知症未来共創ハブホームページ」 診断後の「空白期間」における日本の現状 を基に参考
(日本医療政策機構 シニアアソシエイト／認知症未来共創ハブ 運営委員 栗田 駿一郎氏)
<https://designing-for-dementia.jp/trend/t006/>

03



- 認知症フレンドリー企業・団体登録制度とは
- 登録までのお手続き
- 活動例の御紹介

認知症フレンドリー企業・団体登録制度とは



- ✓ 認知症フレンドリー企業・団体登録制度とは、認知症への理解及び支援、認知症の人が利用しやすいサービス・製品開発、環境整備などを実践する企業・団体等を対象に、市が登録を行い、その活動・発信を通じて、認知症と共生するまちづくりに寄与することで、企業・団体の価値を高める取組のことをいいます。
- ✓ 市内で事業活動を行っていれば、原則として業種規模は問わず、店舗や支社・支部単位でも登録できます。
- ✓ 登録要件にある取組を通じて、「地域との連携」や「お客様の安心」、「従業員からの信頼」などにつながるほか、登録企業が広く公表されることで、活動のPRができます。

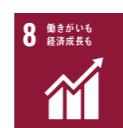
本事業が目指すもの

- 認知症の人を取り巻く地域の小売業、金融機関、公共交通機関、生活関連企業、医療・介護の関係機関や学校等が、認知症への理解や認知症の人や家族への支援、認知症の人が利用しやすい環境整備などを実践することにより、まち全体で認知症と共生する社会活動を展開する。
- 上記の活動の発信を通じて、認知症の人とその家族が「社会と共に生きている」と実感できる社会的雰囲気を醸成する。

SDGsのターゲット



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



すべての人のための持続的、包摶的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する



都市と人間の居住地を包摶的、安全、強靭かつ持続可能にする



持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

対象となる企業・団体

市内で事業活動を展開する企業又は団体等（公共サービス機関等を含む。）

原則として業種・規模は問わず、店舗や支社・支店単位でも登録いただけます

登録要件(いずれか一つの該当で登録いただけます)

1 認知症サポーター等の「人材育成」

従業員などに対し認知症についての正しい理解を促し、認知症本人の立場に立った、接客・サービスの提供につなげます。



取組の例

- 認知症サポーター養成講座などの研修の開催
- キャラバンメイト(認知症サポーター養成講座の講師)の育成

※介護サービス事業者が従事者に対し実施する認知症に関する人材教育は対象になりません。

2 チームおれんじなどとの「地域連携」

認知症に関連した地域活動などを支援し、地域との連携を深めます



取組の例

- チームおれんじ、認知症カフェなどの取組への支援、参加
- 徘徊SOSネットワークへの参画、もの忘れ検診の実施
- 介護予防事業との連携・支援

3 認知症をサポートする「社内制度」

企業・団体内において、認知症本人が安心して継続的に働き続ける社内制度を設けることで、企業に対する信頼性が向上します。



取組の例

- 業務環境・内容、勤務時間など、症状・進行状態や本人の意思をできるだけ考慮した配属
- 認知症を含めた、さまざまなかつ「介護と仕事の両立」「治療と仕事の両立」の制度化

4 認知症の人が利用しやすい「サービス・環境整備」

認知症の人の意見を取り入れたサービス・製品の開発により、潜在的な利用者・顧客のニーズを把握することができる



取組の例

- 店舗のレイアウトや案内などの安全性、掲示物の見やすさなどハード面の整備
- 優先時間帯やお客様を急がせないスローレジなどソフト面の取組
- サービス・製品等の開発段階から認知症の人が参加することで、認知症の人のニーズを踏まえた利用しやすいサービス・製品を開発、提供している取組

ボランティア・社会貢献の観点だけでなく、継続的な事業展開にもつながるよう、自社の活動や事業、資源なども踏まえて登録をしてください。

登録メリット

「認知症の人にやさしい店づくり」「働きやすい職場や機会の提供」「地域や行政などと連携し、活動のスケールが広がる」などが実現し、超高齢社会を迎える我が国において、サステナブル(持続可能)な事業活動を実践する企業・団体であることをPRできます。



地域との連携



お客様の安心



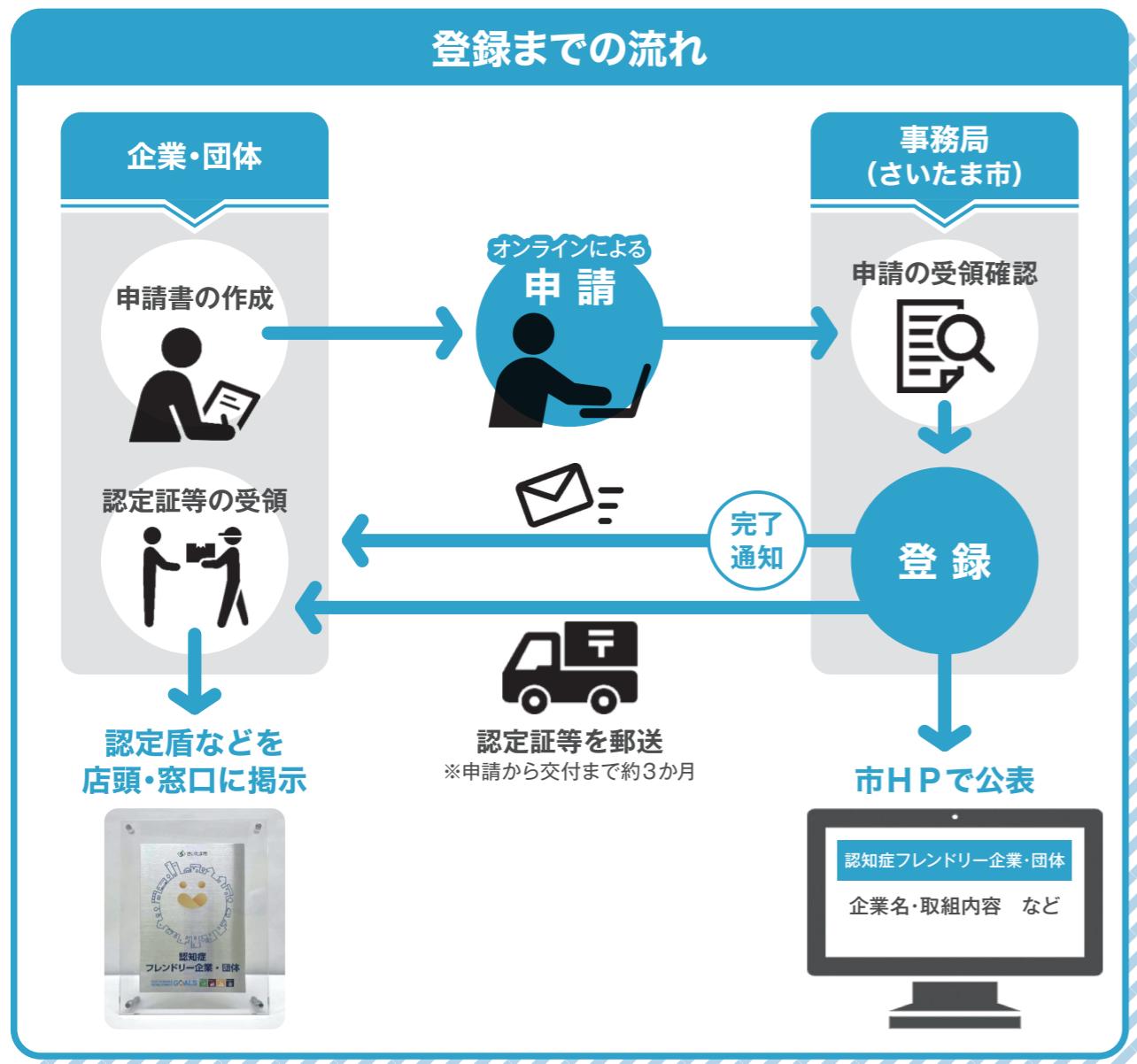
従業員からの信頼

登録までの手順



- ✓ オンラインの専用フォームから申請できます。
- ✓ 登録企業には、認定証のほか、認定盾、ステッカーを交付し、店頭や窓口での掲示の協力をお願いしています。
(申請から登録後の発送まで、約3か月程度の期間を頂いています)
- ✓ 登録企業は、企業名や活動内容などが、HPなどを通じ、広く公表されます。

登録までの流れ



●申請フォームはこちらから(さいたま市ホームページ)

<https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/004/p099695.html>

認知症フレンドリー企業・団体



さいたま市ホームページ > 健康・医療・福祉 > 福祉・介護 > 高齢の方 > 認知症 > チームオレンジ > 認知症フレンドリー企業・団体

登録事項

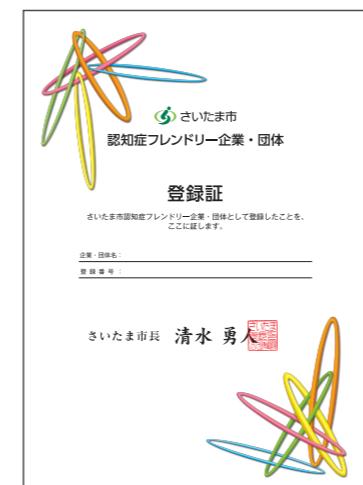
- 取組内容 (4つの要件から選択)
今後計画するものでも可
- PRしたい取組【任意】
- 企業・団体の概要
所在地、業種、業務内容、担当者連絡先など
- 遵守事項など

▲申請フォーム

登録後は……

- 登録要件に沿った活動の推進をお願いします。
- 市HPで登録企業を公表するほか、登録企業向けに市の認知症関連情報を定期的にメールで配信します。
- 認定盾等の掲示による認知症の普及啓発への協力をお願いします。

HP公表内容などを変更する場合は、別途変更届出が必要です



▲登録証



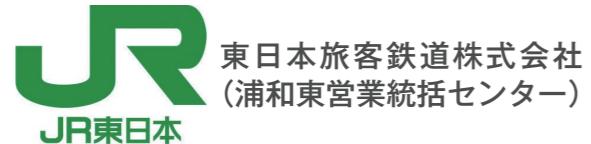
▲認定盾



▲ステッカー

活動例の御紹介

「人材育成」



浦和東営業統括センターは、JR東日本大宮支社の浦和エリアの7駅が所属する職場です。各駅のサービス品質推進員を中心に共生社会の実現に向けて様々な取組を行っています。

「認知症サポーター養成講座」の受講

鉄道事業者として、多様なお客さまをお迎えするため、ご高齢のお客さまやお身体の不自由なお客さまの疑似体験会や接遇勉強会の開催、「サービス介助士」の資格取得の推進など、社員のスキルやマインドの向上に取り組んでいます。その取組の一つとして、認知症に対する正しい理解の普及のため数年前から「認知症サポーター養成講座」を受講しています。2022年度は、17名が受講し、その中で得た知識を職場で共有し日々の接遇に役立てています。



社内に「キャラバンメイト」を配置

「認知症サポーター」養成の取組を加速させるため、2023年12月、社員が「キャラバンメイト養成研修」を受講しました。社員による社員のための「認知症サポーター養成講座」を開講することで、今後、職場内の「認知症サポーター養成講座」の受講率100%を目指します。



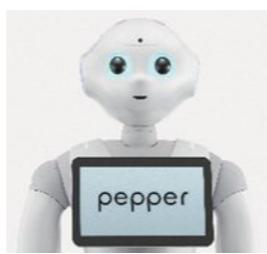
地域連携



高齢化が進む日本は多くの課題を抱えていますが、ICTで解決できる課題も少なくありません。ソフトバンクは、ICTを活用し、認知症の方や一人暮らしの方などの安全を守るサービスの提供を行うことで、年齢を重ねても誰もが安心して暮らせる社会づくりを目指しています。

ICTによる社会(まち)づくり

全国的に高齢化が進む中、地域一体で認知症の高齢者を見守るための取組を行っています。そのひとつとして、人型ロボット「Pepper」を活用した小中高等学校での子ども向けの講座を実施しています。「Pepper」が講座に参加することで、子どもたちはクイズなどを通じて認知症の症状を楽しく学ぶことができます。また、スマートフォンを使って行方不明となった認知症高齢者の方を、地域全体で早期発見するサービス「オレンジセーフティネット」を地域(自治体向け)に提供しています。自治体と検索協力者が一体となってリアルタイムに検索状況などの情報共有を行うことで、行方不明者の早期発見を支援します。



©SoftBank Robotics



地域連携



地域貢献・協働活動の推進

ウエルシア薬局では2015年からドラッグストア店舗内に住民の皆様の地域活動の場として無料で利用できる地域協働コミュニティースペース『ウエルカフェ』を設置し、自社の薬剤師や管理栄養士などの専門職が自治体や社会福祉協議会、地域包括支援センターとの連携、協働による地域住民の健康増進活動を積極的に進めています。

具体的な取組

『ウエルカフェ』では地域包括支援センターなどが主催する認知症の方やその家族向けの「オレンジカフェ」や「買い物サロン」、介護者向けの「ケアラーサロン」、住民向けの「介護予防教室」、「健康相談会」、「健康新体操」、「認知症サポーター養成講座」などのイベントが開催され、薬剤師や管理栄養士が薬や栄養・食事に関する情報提供者として講師参加しております。



環境整備



国立大学法人埼玉大学

地域と共に創する

埼玉大学社会変革研究センターでは、地域と協働して、地域社会が直面している様々な社会的課題の解決を目指した研究を進め、その成果を地域社会で実現し、さらには地域産業の活性化を目指しています。同センターの地域共創研究部門では、迫りくる超高齢社会に向け、高齢者はもとより全世代が健康を享受し住み続けたいと思える多世代共生社会を作るべく、さいたま市や地域企業等とともに、「超高齢社会でも誰もがいつまでもいきいきと活躍できる共創のまち」をビジョンとする“地域共創の場”的構築を進めています。

《予防と共生のさいたま方式》を開発

現在、“地域共創の場”として産学官金連携のハブとなる「医療・ヘルスケアイノベーション創成共創拠点」構想を進めています。その取組の一つとして、「認知症になつても安心して暮らせる地域づくり」を目指し、「認知症の人の生活課題解決に向けた研究開発」や「認知症早期診断バイオマーカーの開発」を進めています。

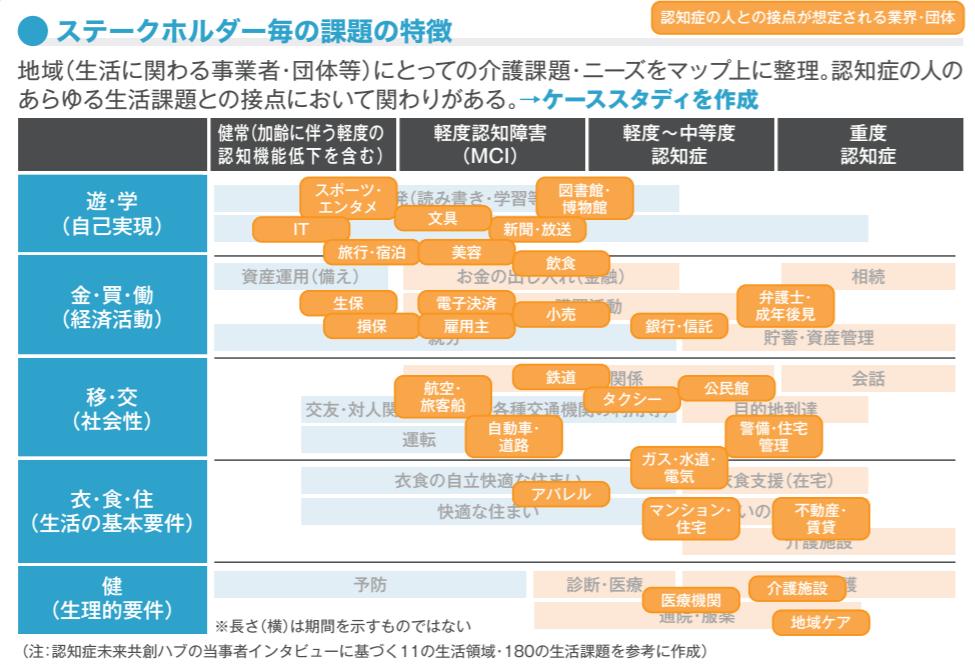
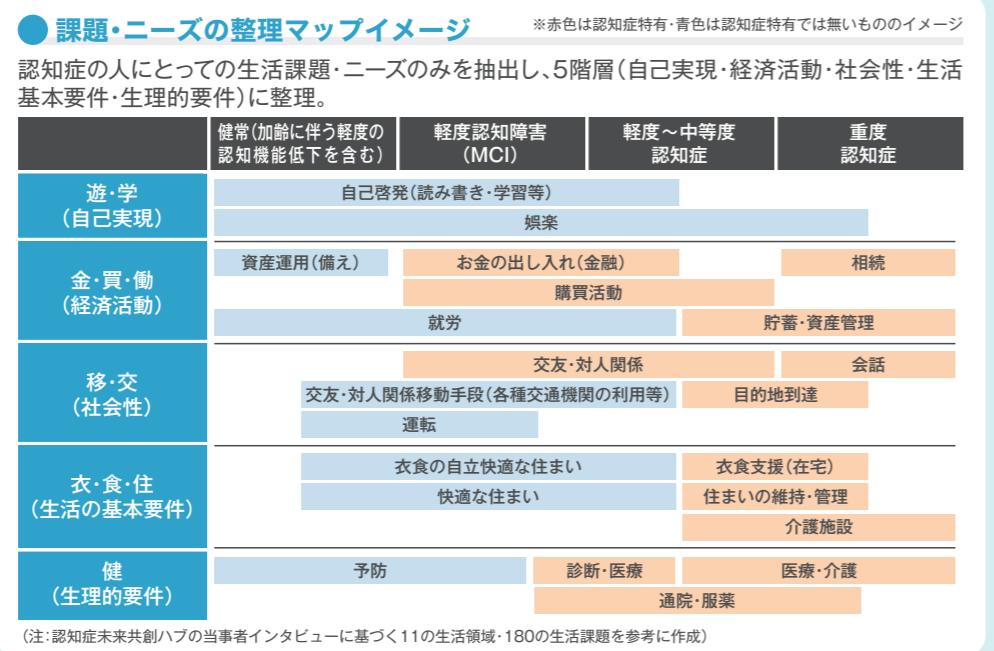
《予防と共生のさいたま方式》を開発し、高齢者や認知症の人が安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。



column 認知症の人の生活課題と関連する業界・団体

下の表は認知症の人の課題・ニーズと関連するステークホルダー(接点がある業界・団体)を整理したマップになります。

認知症の人の視点に立った生活課題は、医療・介護だけではなく、様々な領域で存在しており、認知症の人の質の高い生活の維持(様々な障壁の解消)には、日常生活に接点のあるサービスや製品を提供する多様な主体(企業や団体)による取組と連携が不可欠であることが分かります。

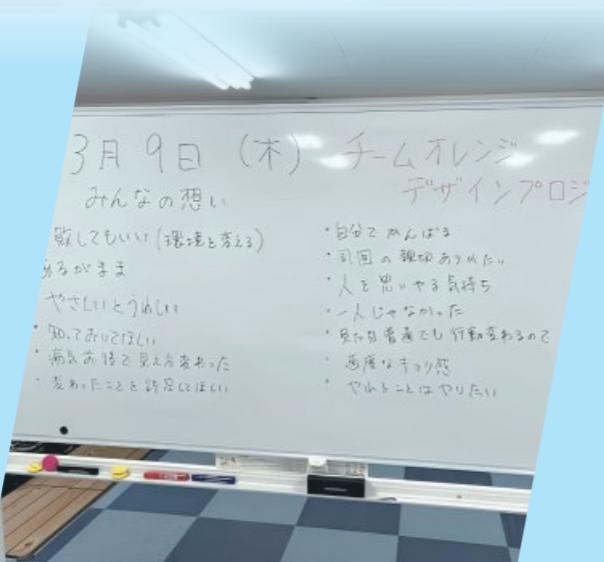


出典:「経済産業省ホームページ」日本認知症官民協議会 認知症イノベーションアライアンスワーキンググループ中間とりまとめ報告書
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ninchisho_wg/20200327_report.html



若年性認知症認知症の方が描いた富士山とクリスマスツリー

04



- さいたま市チームオレンジ ロゴマークに込めた想い
- さいたま市チームオレンジの検討の過程
- 認知症本人の「声」の御紹介

さいたま市チームオレンジ ロゴマークに込めた想い

さいたま市チームオレンジの取組のシンボルとなるロゴマークは、「チームオレンジデザインプロジェクト」として、認知症の人本人によるワーキングチームの協力を得て、ワーキングチームから頂いた意見を基に作成しています。(協力:さいたま市若年性認知症サポートセンター)



さいたま市
チームオレンジロゴマーク

コンセプト

●「人(目と口)」

認知症の人も含めてまちで暮らす人々が、お互いを理解し、寄り添いながら、補い合いあう様子が描かれています。また、その様子が人の顔にも模され、笑顔になっています。

●「まち(顔)」

中心の人を囲む「まち」が円状に描かれ、顔の形にもなっています。認知症の人も含めた人々が、まち全体で、「共生」や「共創(まちづくり)」する様子として描かれています。

ワーキングチームから頂いたご意見

●ロゴに込めた想い

- ・やることはやりたい(失敗しながらでもやりたい)
- ・やりがいや目標をもって、日々生活したい(生活の中でちょっとした成果が欲しい)
- ・少しずつでも周囲や社会に理解してもらいたい
- ・「助ける」、「助けられる」ではなく、補う関係性になりたい
- ・認知症じゃない人と同様、認知症の人も色々な個性がある

●モチーフ

- ・形のイメージ(楕円・不定形)
→調和、やさしさ、多様性
- ・パズルのピースのような重なり合い
→補う関係性、お互いを理解した瞬間、
いまできていないものがしていく過程
→同じ目標を持ち、社会と共に創りたい

●テーマカラー

- ・オレンジ(暖色系)→温かみ、人間味

●書体

- ・認知しやすい、分かりやすい書体



▲チームオレンジデザインプロジェクト
ワーキングチームの様子
(さいたま市若年性認知症サポートセンター)

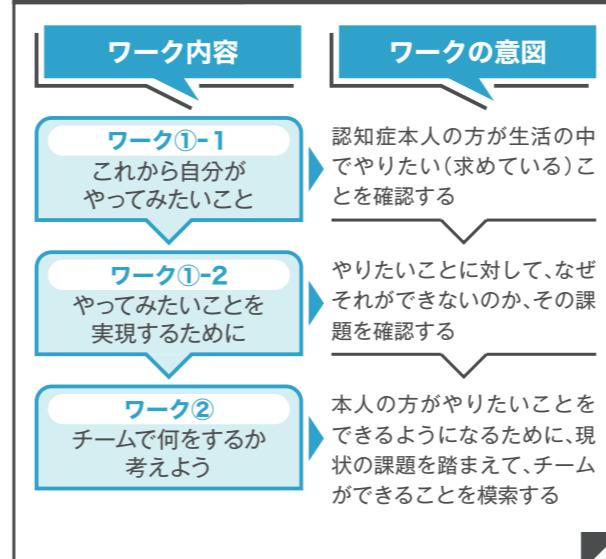
さいたま市チームオレンジの検討の過程

令和4年度にさいたま市チームオレンジ検討ワーキングを立ち上げ、取組の方向性やその進め方などについて検討を重ねました。ワーキングチームには、有志の認知症地域支援推進員のほか、認知症の人本人やその御家族、認知症サポーター、おれんじパートナー、さいたま市若年性認知症支援コーディネーター、埼玉県オレンジチューター、認知症の人と家族の会埼玉県支部など、様々な関係者に御参画頂きました。

検討の過程

開催	開催時期	主な内容
1回目	R4. 11	「認知症の人本人」の視点を出発点にして検討することを確認
2回目	R4. 12	認知症の人本人も含めたWGの開催方法を検討
3回目	R5. 1	模擬的なチームオレンジの立ち上げの過程をグループワークを通じて体験、共有
4回目	R5. 3	第3回目を受けた今後の展開の仕方を検討

第3回目資料



第4回目資料

- さいたま市チームオレンジの構築の考え方**
- ・チームオレンジは、認知症本人や家族のニーズに応じて、**多様な形態や活動範囲**が考えられる。
 - ・チームの設置を目的にするのではなく、**認知症本人の希望や思いを聞くことを出発点にすることを原則**とする。
 - ・**本人とサポーターがその実現のために一緒に「やってみたいこと」を考えること**で、チームそれぞれの活動の目的や内容を模索しながら、チームの構築を目指していく。
 - ・この取組にあたっては、認知症カフェ等の既存資源の活用や本人MTの開催などによる、認知症本人と認知症サポーター等が交流する企画を通じて、チームの結成につなげていく。



▲第3回目開催の様子



▲第3回目開催の様子

認知症本人の「声」の御紹介

認知症が初期の頃はもちろん、進行してからも、本人たちは、その「声」を通じて、生きづらさや足りないこと、なにがあったらもっと暮らしやすくなるのか、本当は自分なりにどう暮らしていくといきたいか、認知症を体験している本人だからこそその思いや気づき、今まで見落とされていたことを伝えてくれます。以下は、その「声」の一端ですが、本人と一緒に過ごす地域の中でも、認知症の日本人は日々小さなつぶやきを発しているはずです。

※本人ミーティングや認知症カフェ等による聞き取りなどを編集したもの
(文体を統一する観点から、趣旨を損なわない範囲で文言の修正を行っています。)

認知症とわかったとき

- 予防って言ってもね、自分は早めに受診していたのに、異状ないと言われていた。
チョットは治るかなと思っていたけど、診断を受けて「はーっ」を感じた。
- 今まで出来たことが、出来なくなった。お釣りを間違えた。約束の時間を間違えた。
自分がおかしくなったと思っていたら、やっぱり…。
- どうしてこうなったのかな?どうなっていくのかな?一人になるとたまらなく不安に。

認知症になって感じること

- 記憶力が悪い訳だから、なんていうか困ってはいないけど、メモを忘れたり買うものを忘れたり、不便です。
- 認知症だと話したら、周囲の対応が変わった。配慮が過度になり、「まだやれるのに」という気持ちになってしまう。
- 認知症発症後は仕事をやめ、との付き合いがなくなった。やらなくてはならないことがなくなった。
何もしない時間が多い。

楽しい時間・場所

- 趣味の料理している時間。
- デイサービスで歌を歌ったり、パズルや塗り絵をして過ごす時間。
- ライブやコンサートに行けること。
- 孫と遊ぶ時間、犬と一緒に過ごす時間。

安心できる時間・場所

- 家で家族と過ごす時間。
- 自分の病気のことを知っている人がいるところは安心していい。
- デイサービスやカフェは失敗を指摘されないので自然体でいられ安心できる。
自分の部屋が落ち着く。

緊張する時間・場所

- せかされると緊張する。
- 仕事を辞めることは頭がぐちゃぐちゃになっていて、仕事自体が緊張する場所になっていた。
- 満員電車。
- 家電製品のマニュアルが頭に入っこない。
- 車の運転。知っている場所なのにわからないことがあると不安になる。
- 病院での認知症の検査。

信頼できる人はどんな人

- 話を聞いてくれて親身になってくれる人。
- 病気の前から変わらない人（病気が分かっても態度が変わらない人）。
- 病気のことを伝えても親身になってくれる人。
- にこやかな人。笑顔で挨拶をしてくれる人。
- 話すことと行動が一致している人。

緊張する人・苦手な人

- 声が大きくて早口の人が苦手になっている。
- 前と比べて頭が回らなくなっているので、相手が何を求めているのか頭で整理できなくなっている。
時間制限があると緊張する。
- 主治医。忙しそうにしているから口をはさんではいけないような気持ちになる。
- 会社で、自分の病気のことを理解して対応してもらおうという考えはあきらめた。

元気の秘訣について

- 毎日の運動、趣味を続けること。
- 特技を生かしたボランティア活動。
- 孫が近くにいるのが秘訣、家族との時間。
- 気がめげてしまうこともあるので、短期的な目標を作り動く。目標をこなすのが楽しい。
- 病気の前からやっていたことを続ける。
- 家に一人でいるのが好きではない。毎日出かけている。どんどん外に出るようにしている。

地域（社会）とのつながりについて

- 障害者のヘルプマーク等のように、認知症を象徴するマークがあると助け合いの環境づくりが促されるのではないかと思う。
- カミングアウトを職場でした際に、周囲の対応が全く変わってしまった。周りの配慮が過度になってしまい、自身としては「まだやれるのに」という気持ちになってしまうことが多く、周囲に自身のできること、苦手なことなど自身の状況を知ってもらうことが必要だと感じた。
- 「やりがい」「成果」が普段の生活にもっとできるといい。発症してから、やったことに対して、何かを感じたり、残るものもなく、もどかしく感じることが多い。
- あるがままでいたい。
- 病気のことは伝えていない。まだ、話したくない。その時がくれば。
- 仲の良い近所の人には病気のことを伝えた。
- デイサービスに行ったら、自分と同じような人がいてほとした。
- 困った時は人に聞く。周りに人がいなくなつてから聞く。

資料編

さいたま市チームオレンジ登録制度実施要綱

第1章 総 則

● 趣 旨

第1条 この要綱は、認知症の人ができる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるまちづくり（以下「認知症と共生するまちづくり」という。）に寄与するさいたま市チームオレンジの登録制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

● 定 義

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① チームおれんじ 認知症の人やその家族の支援ニーズを踏まえ、認知症の人やその家族、認知症サポーター等により構成された、具体的な地域活動を行うチームをいう。
- ② 認知症フレンドリー企業・団体 認知症への理解や認知症の人や家族への支援、認知症の人が利用しやすい環境整備などの実践を通じて、認知症と共生するまちづくりに寄与する企業・団体等（以下「フレンドリー企業」という。）をいう。
- ③ さいたま市チームオレンジ 前各号に掲げるチーム及び企業・団体等による取組の総称をいう。

第2章 チームおれんじの登録

● 定 義

第3条 市長は、次の各号に掲げることを目的として、前条第1号に規定する団体等をチームおれんじとして登録する。

- ① 認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、地域において把握した認知症の人の希望や悩み、家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みの整備。
- ② 認知症の人本人も地域を支える一員として活躍できるよう、社会参加を後押しする。
- ③ 認知症サポーター等の活躍の場の整備。

2 市長は、前項の登録を受けたチームおれんじ（以下、「登録チーム」という。）に対し、継続的な活動ができるよう、必要な支援及び助言を行うものとする。

● 活動内容

第4条 チームおれんじは、次の各号に掲げる活動を、チームごとに、認知症の人や家族のニーズ、地域資源の実情に応じて行うものとする。

- ① 認知症の人やその家族の居場所づくりに関する活動。
- ② 地域における住民同士の見守り及び生活、移動支援に関する活動。
- ③ 就労、学習、運動支援及び地域での認知症の啓発活動。
- ④ 認知症の人及びその家族からの相談に応じた、各種支援サービスへのつなぎに関する活動。
- ⑤ 前各号に掲げる活動のほか、認知症と共生するまちづくりに寄与する活動。

● 登録要件

第5条 登録の対象となるチームおれんじは、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- ① 本市に所在地を有し、又は活動の拠点があること。
- ② 所属するメンバー1名以上が、本市が主催する認知症サポートステップアップ講座を受講している、又は受講する予定であること。
- ③ 認知症の人本人もチームの一員として、主体的に参加できるように努めていること。

● 留意事項

第6条 チームおれんじの活動は、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

- ① チームおれんじとしての活動で知り得た個人情報を適切に取り扱うこと。
- ② 事故防止及び安全な運営に努め、活動中の事故及び苦情に対して誠意をもって対応すること。

● 申 請

第7条 チームおれんじの登録を受けようとする団体等は、チームおれんじ登録申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請にしなければならない。

● 登 録

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合、その内容を審査し、適當と認めたときは登録を決定し、チームおれんじ登録証（様式第2号）及び啓発品を登録チームに交付するものとする。

● 変更の届出

第9条 登録チームは、前条の規定により登録された事項に変更があるときは、チームおれんじ変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

● 登録の辞退

第10条 登録チームは、第5条の登録要件を満たさなくなったとき又は登録の辞退を希望するときは、チームおれんじ辞退届（様式第4号）を、市長に届け出なければならない。

● 登録の取消し

第11条 市長は、前条の届出があったとき又は第5条の要件を満たさなくなったとき若しくは登録を継続することが適当でないと認めたときは、当該登録を取り消すものとする。

第3章 フレンドリー企業の登録

●概要

第12条 市長は、認知症の人を取り巻く地域の医療・介護の関係機関や小売業・金融機関・公共交通機関や生活関連企業、学校等の中で、次の各号に掲げる目的に資する活動を行う企業・団体等を「フレンドリー企業」として登録するものとする。

- ① 認知症への理解や認知症の人や家族への支援、認知症の人が利用しやすい環境整備などを実践することにより、まち全体で認知症と共生する社会活動を展開する。
 - ② 前号の活動の発信を通じて、認知症の人とその家族が「社会と共に生きている」と実感できる社会的雰囲気を醸成する。
- 2 市長は、前項の登録のあったフレンドリー企業(以下「登録企業」という。)に関し、市のホームページへの掲載その他の方法により登録企業の名称、取組内容等を公表し、当該登録企業のPRを行うものとする。

●対象企業・団体等

第13条 登録制度の対象は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ① 市内で事業活動を展開する企業又は団体等（公共サービス機関等を含む。）。
- ② 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- ③ 反社会的勢力や団体と関係を有していないこと。

●登録要件

第14条 登録の対象となるフレンドリー企業は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- ① 企業・団体等で、認知症の理解を深める人材教育を行っていること。ただし、介護サービス事業者が従事者に対し実施する認知症に関する人材教育は対象としないものとする。
- ② チームおれんじをはじめとする認知症に関する地域活動や市の認知症施策を支援する取組を行っていること。
- ③ 企業・団体等の社内制度等で、認知症の人やその家族をサポートする制度が設けられていること。
- ④ 企業・団体等で、認知症の人が利用しやすいサービス・製品等の開発や環境整備を推進していること。

●申請

第15条 フレンドリー企業の登録を受けようとする企業・団体等（以下「申請企業」という。）は、認知症フレンドリー企業・団体登録申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

●登録

第16条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めたときは登録を決定し、認知症フレンドリー企業・団体登録証（様式第6号）及び当該登録制度の啓発品を登録企業に交付するものとする。

●変更の届出

第17条 登録企業は、前条の規定により登録された事項に変更があるときは、認知症フレンドリー企業・団体変更届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

●登録の辞退

第18条 登録企業は、第14条の登録要件を満たさなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、認知症フレンドリー企業・団体登録辞退届（様式第8号）を、市長に届け出なければならない。

●登録の取消し

第19条 市長は、前条の届出があったとき又は第14条の要件を満たさなくなったとき若しくは登録を継続することが適当でないと認めるときは、登録を取り消すものとする。

●登録後の遵守事項

第20条 登録企業は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- ① 交付された啓発品を事業所の出入り口等、市民等の訪問者の見やすい場所に掲示すること。
- ② 交付された認定証及び啓発品を第三者に貸与し、又は譲渡しないこと。
- ③ 市が行う認知症の理解を深める普及・啓発に関して、可能な限り、協力すること。
- ④ 政治、宗教を目的とする行為に利用しないこと。
- ⑤ 認知症の人のサービス利用にあたっては、可能な限り、合理的配慮に努めること。

第4章 その他

●その他

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

●附則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

さいたま市認知症地域支援推進事業実施要綱

● 目的

第1条 この要綱は、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）の配置及びその活動内容について、必要な事項を定めるものとする。

● 推進員の配置

第2条 推進員として、次のいずれかの要件を満たす者を、地域包括支援センター、さいたま市認知症高齢者等相談事業の実施団体、さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課その他認知症施策の推進において重要な役割を担う関係機関に配置する。

- ① 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士
- ② 前号以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有するものとして市長が認めた者
- 2 推進員はチームオレンジコーディネーター（チームオレンジの立ち上げや運営の支援等を行う者（以下「オレンジコーディネーター」という。））と兼務する。

● 推進員の活動内容

第3条 推進員の活動内容は、次のとおりとする。

- ① 認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関、介護サービス事業者、認知症サポーターその他地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るための次の取組（以下「連携推進」という。）
 - ア 市がさいたま市4医師会連絡協議会と共同開催する、さいたま市認知症対策方針検討会議における医療と介護の連携を基盤とした市の認知症施策の企画、立案への参画
 - イ 認知症連携担当医（さいたま市4医師会が構築するさいたま市認知症ケアネットワークにおいて、認知症の専門知識を持ち、医療サイドに立った連携強化の役割を担うものとして指定された医師をいう。以下同じ。）との共同による、さいたま市認知症地域ケア多職種共同研修・研究事業の行政区単位での企画、立案
 - ウ 認知症連携担当医との共同による、もの忘れ相談医（認知症に関する相談を受け入れる医師として、さいたま市4医師会が構築するさいたま市認知症ケアネットワークに登録された医師をいう。）及び介護サービス事業者等を対象とする、もの忘れ相談医研修会の企画、立案
 - エ さいたま市認知症情報共有パスの普及促進
 - オ 認知症介護指導者（厚生労働大臣が定める研修を修了した者をいう。）との意見交換を通じた、市の認知症施策の企画・立案への参画
 - カ アからオ以外の、関係者の連携推進に資する取組

② 推進員を中心に、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組（以下「相談支援」という。）

キ アからカ以外の、認知症の人とその家族の相談支援に資する取組

③ オレンジコーディネーターを中心に、チームオレンジの立ち上げや運営を支援するための取組

ア チームオレンジの編成支援

イ 認知症の人やその家族の視点を反映したチームオレンジの活動方針の検討

ウ 地域の医療・介護の関係機関や小売業・金融機関・公共交通機関など生活関連の企業・団体との連携体制の構築

エ その他、チームオレンジの立ち上げや運営に関する助言

● 推進員の資質の向上

第4条 市長は、必要に応じて埼玉県と連携しながら、推進員に対して研修受講の機会を提供するなど、推進員の活動を行う上で有すべき知識の確認と資質の向上に取り組むものとする。

● 推進員の連絡会

第5条 市長は、各推進員の活動内容の決定、活動状況の確認、推進員間の情報交換及び市の認知症施策に関する意見交換を目的として、認知症地域支援推進員連絡会を年2回程度開催する。

● 個人情報の保護

第6条 推進員は、本事業に関して収集した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めに従い、利用者及び利用者の世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

● その他

第7条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

● 附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

● 附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

● 附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する

参考文献等

今と未来のために、認知症の本人とともに、暮らしやすい地域をつくろうーあなたのまちで、あなたからアクションを（「認知症の人本人の声を市町村施策に反映する方策に関する調査研究事業」令和4年度老人保健健康増進等事業分）

一般社団法人 人とまちづくり研究所 令和5年

https://hitomachi-lab.com/official/wp-content/themes/hitomachi-lab/pdf/R4_81_p1.pdf

認知症になつても安心して暮らし続けられる地域づくりに向けて一人を中心としたチームオレンジの整備

チームオレンジの整備促進に関する調査研究委員会（令和4年度老人保健健康増進等事業）令和5年

<https://www.mhlw.go.jp/content/001105697.pdf>

「認知症の人にやさしいまちづくりガイド セクター・世代を超えて、取り組みを広げるためのヒント」

（「認知症の人にやさしいまちづくりの推進に関する調査研究事業」平成26年度 厚生労働省 老人保健

健康増進等事業）

国際大学 グローバル・コミュニケーションセンター

認知症フレンドリージャパン・イニチアシブ 平成26年度

https://www.glocom.ac.jp/project/dementia/wp-content/uploads/2015/04/dfc_guide.pdf

「地方版認知症官民協議会」の普及・設置に向けたモデル事業に関する調査研究事業報告書（令和3年度 老人保健事業推進費等補助金 厚生労働省老人保健健康増進等事業）

株式会社 日本総合研究所 令和4年

https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_theme106.pdf

認知症フレンドリー社会 德田雄人 岩波新書, 2018/11/20 210p

認知症未来共創ハブホームページ 認知症未来共創ハブ

<https://designing-for-dementia.jp/>

認知症バリアフリー宣言ポータル 日本認知症官民協議会事務局

<https://ninchisho-barrierfree.jp/>

日本認知症官民協議会 認知症イノベーションアライアンスワーキンググループ 経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ninchisho_wg/index.html

写真提供

認知症の人と家族の会埼玉県支部、地域包括支援センター白鶴ホーム、地域包括支援センターけやきホームズ、ウェルシア薬局株式会社、埼玉県

関係機関 問い合わせ先

シニアサポートセンター(地域包括支援センター)

シニアサポートセンター	住所	電話(048)	シニアサポートセンター	住所	電話(048)
西区北部圏域 三恵苑	西区中釘2162-4 星本ビル1階	620-1312	桜区北部圏域 彩寿苑	桜区宿400	857-6517
西区南部圏域 くるみ	西区西遊馬771-2	622-8103	桜区南部圏域 ザイタック	桜区田島5-25-8 U21ビル2階	836-3503
北区北部圏域 緑水苑	北区吉野町1-27-13	662-7350	浦和区北部圏域 かさい医院	浦和区針ヶ谷3-13-18	823-3031
北区東部圏域 諏訪の苑	北区本郷町348-2	662-7600	浦和区東部圏域 スマイルハウス浦和	浦和区領家4-13-3	813-7710
北区西部圏域 ゆめの園	北区日進町2-813	653-0544	浦和区中部圏域 ジェイコー埼玉	浦和区北浦和5-2-7	834-3782
大宮区東部圏域 白菊苑	大宮区寿能町2-21-3	658-5588	浦和区南部圏域 尚和園	浦和区東岸町8-8	813-8915
大宮区西部圏域 春陽苑	大宮区大成町2-397-3	661-8611	南区東部圏域 社協みなみ	南区南浦和2-38-8 ケーアイビル 2階	871-1230
見沼区北部圏域 さいたまやすらぎの里	見沼区卸町2-21-1	680-3289	南区中部圏域 ハートランド浦和	南区別所3-16-11-101	836-2929
見沼区東部圏域 敬寿園七里ホーム	見沼区大谷2022-1	681-6614	南区西部圏域 けやきホームズ	南区四谷2-10-17 寺本ビル 1F, 2F	710-7555
見沼区西部圏域 大和田	見沼区大和田町2-1387-1	685-8791	緑区北部圏域 リバティハウス	緑区松木3-29-5	875-3111
見沼区南部圏域 敬寿園	見沼区南中野287 ソレイユ南中野101	681-5151	緑区南部圏域 浦和しぶや苑	緑区中尾925	876-1770
中央区北部圏域 ナーシングヴィラ与野	中央区本町東6-10-1	859-5375	岩槻区北部圏域 松鶴園	岩槻区古ヶ場11	795-2653
中央区南部圏域 きりしき	中央区新中里2-8-6	858-2121	岩槻区中部圏域 社協岩槻	岩槻区本町3-2-5 ワツツ東館3階	758-4395
			岩槻区南部圏域 白鶴ホーム	岩槻区東岩槻4-5-10	790-3311

各区役所高齢介護課

区	電話(048)	FAX(048)	区	電話(048)	FAX(048)
西区役所 高齢介護課	620-2667	620-2762	桜区役所 高齢介護課	856-6177	856-6271
北区役所 高齢介護課	669-6067	669-6167	浦和区役所 高齢介護課	829-6152	829-6238
大宮区役所 高齢介護課	646-3067	646-3165	南区役所 高齢介護課	844-7177	844-7277
見沼区役所 高齢介護課	681-6067	681-6160	緑区役所 高齢介護課	712-1177	712-1270
中央区役所 高齢介護課	840-6067	840-6167	岩槻区役所 高齢介護課	790-0168	790-0267

詳しくは

さいたま市ホームページから
さいたま市チームオレンジ



(さいたま市チームオレンジWEB)
<https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/003/004/004/p099677.html>

さいたま市 福祉局 長寿応援部
いきいき長寿推進課
電話 : 048(829) 1286
FAX : 048(829) 1981